平成２６年（フ）第５３号
愛知県東海市養父町３―12　三京会館横須賀店、住民票上の住所愛知県知多市日長字高峰１番地の37
破産者　中馬　　涼
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１６号
名古屋市中川区荒中町235番地　第２荒中荘201号
破産者　居酒屋むらさきこと　織戸　勝巳
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５９号
名古屋市中区新栄２丁目46番34号　千早ハイリス102号、従前の住所名古屋市中区千代田２丁目16番10号　アーバニア鶴舞第２―1101号
破産者　堀之内和拾
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１９号
名古屋市西区上名古屋３丁目21番９号　エステイト柴田４Ａ号
破産者　柴田　政幸
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３７号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟208号、従前の住所名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟310号
破産者　中村　秀樹
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８０４号
大阪市大正区千島３丁目１番９号　カーサＪ大正201号室、開始決定時の住所大阪市大正区小林西２丁目９番３号
破産者　浦田　幸徳
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目14番26号　ハイツ都301号
破産者　劔持　武士
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３０号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目35番16号、開始決定時の住所大阪府枚方市船橋本町２丁目21番地の３
破産者　丸石　　武
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４７号
大阪府東大阪市花園東町１丁目19番５号　にしのハイツ301号、前住所大阪府東大阪市若江東町２丁目１番24号　豊丸方
破産者　角中　義剛
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０３号
大阪府東大阪市箱殿町３番10―807号
破産者　宮崎　順司
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９４号
大阪市都島区善源寺町２丁目８番16―203号
破産者　岡崎由紀江（旧姓西田）
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９３号
大阪市此花区高見１丁目７番15―805号
破産者　安藤　正博
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４１４号
大阪府四條畷市岡山４丁目１番18号　忍ヶ丘ＳＫビル405
破産者　谷村　二郎
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４５号
大阪市天王寺区上汐６丁目１番１号　Ｋ・Ｉビルディング301号
破産者　伊藤美代子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５８号
大阪府東大阪市西堤西２番５―303号
破産者　金子　則行
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１１号
大阪府東大阪市東石切町４丁目６番51号　アメニティ石切Ｂ101、前住所大阪府東大阪市東石切町２丁目５番24号
破産者　青木　吉文
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３０６号
大阪市東成区東今里１丁目７番21号　メゾン加藤306号
破産者　出来　　章
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１２号
大阪府八尾市南本町８丁目３―43、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺４丁目12番28号
破産者　田代　昌德
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部